



令和4年度 第4回理事会の開催

第4回理事会を令和4年10月3日(月)ANAクラウンプラザホテル松山で開催した。議題及び協議結果は以下のとおりとなった。

1. 議 題

(1) 顧問・行政懇談会について

事務局より資料に基づき、理事会後に開催される令和4年度顧問・行政懇談会について、議題は4題とし説明者は提案理事とする旨説明があり承認された。

(2) 新規会員加入及び退会の承認について

事務局より資料に基づき、1社の業態の追加変更（中間処理）について説明があり承認された。

(3) 四国八十八箇所遍路道清掃活動事業について

事務局より資料に基づき、県の不法投棄防止対策連絡協議会の実施予定について宇和島保健所のみが海岸清掃を実施する意向を持っている為、コロナの状況によっては実施が不透明ではあるが、引き続き宇和島保健所と協議を進めるとの説明があり、承認された。

2. 報告事項

(1) 委員会等報告

事務局より資料に基づき、第2回企画広報委員会、第1回事業委員会及び第3回総務委員会並びに全産連の定時総会、理事会、各種委員会等の議事録の報告があった。

(2) その他

事務局より資料に基づき、全国産業資源循環連合会青年部協議会四国ブロック設立20周年記念式典への助成及び、3Rシステム事業化促進支援事業成果発表会の開催等について説明があり、次回理事会を12月1日(木)に開催することとなった。



令和4年度 第3回総務委員会の開催

第3回総務委員会を令和4年8月30日(火)協会会議室で開催した。議題及び協議結果は以下のとおりとなった。

1. 議 題

- (1) 顧問・行政懇談会提出議題について
10月3日に開催する顧問・行政懇談会の提出議題について西条地区、松山地区、事務局、及び青年部から6題の提出がある旨説明があり、提案者等からの説明後、一部議題を統合し、4議題について提出議題とすることとなった。
- (2) 新規会員加入及び退会の承認について
事務局より資料に基づき、1社の業態の追加変更（中間処理）について報告があった。

- (3) 全国産業資源循環連合会青年部協議会
四国ブロック設立20周年記念式典への助成について
事務局より資料に基づき説明があり、支援することで承認された。
- (4) その他



令和4年度 第2回企画広報委員会の開催

第2回企画広報委員会を令和4年8月4日(木)、協会会議室で開催した。

1. 議 題

- (1) 委員長・副委員長の選出について
規定により委員の互選で委員長濱口誠氏、副委員長桑原涼一氏に決定。
- (2) 「えひめの資源循環」第14号(8月号) 企画編集について
内容について協議し、「えひめの資源循環」第14号(8月号)を8月末に発行した。
- (3) ホームページについて
 - ① 協会ロゴマークについて
協会ロゴマークが決まったのでHP・会報誌・封筒へ載せる。
 - ② アクセス解析について(4月~6月)
前年度対比の報告。
5月30日のみ3000近くアクセスがあるのでアンドグロウ㈱に状況確認する。
 - ③ バナー広告について
リンク集とバナー広告クリック数の報告。
- (4) その他
 - ① 「えひめの資源循環」第15号(11月号)の表紙について
表表紙…11月号は県指定の「名駒のコミカン又は盛口のコミカン」(今治市)市役所に依頼し、

良い写真がないようなら「二重柿」(宇和島市)を市役所に依頼。それもなければ、「名駒のコミカン」を貴田委員が撮影する。

裏表紙…各委員が有形文化財の写真を1枚は提出する。

次回表紙は提出された写真の中から決める。

愛媛の古木と有形文化財は11月号で最後とし、各自、新年号からの表表紙・裏表紙の新しい題材を次回までに考えてくる。

- ② 次回委員会の開催日について
第15号(11月号)
令和4年11月9日(水) 13:30~
編集後記…濱口新委員長



令和4年度 第1回事業委員会の開催

第1回事業委員会を令和4年8月24日(水)、協会会議室で開催した。

1. 議 題

(1) 委員長・副委員長の選出について

規定により委員の互選で委員長貴田敏幸氏が選任され、副委員長には今城靖浩氏が指名された。

(2) 令和4年度講習会及び研修会計画について

事務局から資料に基づき、許可申請に関する講習会及び研修会の令和4年度計画の説明と令和3年度実績報告があり承認された。

(3) 令和4年度県外視察について

事務局より、資料に基づき、北九州エコタウン、(株)ジェイアンドダブルトレー

ディング 亜臨界処理装置、愛媛オートリサイクルなど会員から希望があった県内外の視察先について説明があり、新型コロナウイルスの感染状況や3R検討会での検討状況なども踏まえて、引き続き事務局で視察先の検討をすることで承認された。

(4) 四国八十八箇所遍路道清掃活動事業について

事務局より、各保健所と協議した結果、宇和島地区が海岸清掃を実施する方向で検討している旨の説明があり、新型コロナウイルスの感染状況にも留意しつつ、宇和島地区で実施する方向で県とも協議していくことで承認された。



令和4年度 優良産業廃棄物処理業者育成研修の開催

愛媛県からの受託事業である優良産業廃棄物処理業者育成研修会を、専門の講師を招き産業廃棄物処理業者を対象に下記の日程で開催しました。

○ 電子マニフェスト加入促進研修（操作体験セミナー）

開催日 令和4年9月14日(水)
 開催場所 愛媛県生涯学習センター
 受講者数 午前9名 午後9名
 研修内容

- ① 開講あいさつ
- ② 演習「電子マニフェスト操作体験」

（JWセンター 講師 神内顕一氏）

内容 電子マニフェスト制度の目的と運用の流れを学び、インターネットに接続されたパソコンで、電子マニフェストのデモシステムを利用し排出事業者と収集運搬業者及び処分業者の操作体験を行い、操作性や利用のメリットを体験してもらうためのセミナー



資源循環促進税活用事業





2022年度産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の開催について

廃棄物処理法に規定された産業廃棄物処理業の許可申請等に必要な専門的知識・技能の修得のため、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが毎年実施している講習会が、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、パソコンで講義動画を視聴して受講し、会場で試験を受ける２段階形式により開催されている。

なお、愛媛県の試験は松山市の愛媛県県民文化会館２階真珠の間で以下のとおり開催された。

試験日時		講習会（課程）	受講者数
2022年7月28日(木)	午前	産業廃棄物の収集・運搬課程（新規）	73
	午後	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（更新）	73
2022年7月29日(金)	午前	特別管理産業廃棄物管理責任者講習	64
	午後	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（更新）	66
2022年10月19日(水)	午前	産業廃棄物の処分課程（新規）	45
	午後	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（更新）	41
2022年10月20日(木)	午前	産業廃棄物の処分課程（更新）	47
	午後	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（更新）	19
2022年10月21日(金)	午前	特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（新規）	39
	午後	特別管理産業廃棄物管理責任者講習	73
2022年12月7日(水)	午前	産業廃棄物の収集・運搬課程（新規）	
	午後	特別管理産業廃棄物の処分課程（新規）	
2022年12月8日(木)	午前	産業廃棄物の処分課程（更新）	





令和4年度 3Rシステム等調査研究事業検討会の開催

令和4年度第1回3Rシステム等調査研究事業検討会を9月9日(金)に東京第一ホテル松山「スカイブリリアン」において、感染防止対策に留意しながら開催しました。

この検討会は、令和4年度愛媛県産業廃棄物処理業資源循環促進支援事業の助成を受け、会員企業と学識経験者及び行政関係者で構成されるメンバーが、3Rリサイクルシステムや再資源化技術について、会員アンケート調査結果を分析検討し、調査研究視察を行って循環型社会ビジネスの事業化や最新の法改正や助成制度等について取りまとめるものです。

今年度は、昨年度に引き続き、4月に施行されたプラスチック資源循環法の動向や、2050年カーボンニュートラル等について調査を行うとともに、11月8日に「循環型社

会の形成を目指して「～プラスチック新法の意義と産廃業者の役割～」の基調講演と令和3年度の補助事業成果発表会を開催することになりました。

また、県外視察については、北九州エコタウンや(株)ジェイアンドダブルトレーディング(亜臨界処理装置)などについて、新型コロナの状況を見ながら検討します。

なお、法改正や国の動向等の調査や災害廃棄物についても従来どおり調査を行うこととなっております。





令和4年度 顧問・行政懇談会の開催

令和4年10月3日(月)ANAクラウンプラザホテル松山サファイアルームにおいて、令和4年度顧問・行政懇談会を感染防止に配慮しながら開催しました。出席者は、西山会長以下当協会理事監事、顧問の森高県議、西原県議、西田県議、行政からは、愛媛県県民環境部目見田部長様外、松山市環境部荻山廃棄物対策課長様外合計32名でした。

I 開会

II あいさつ

西山会長から、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が本年4月1日に施行され、プラスチック使用製品の設計・製造段階から回収、リサイクルまでの各段階において、3Rプラスリニューアブルの原則にのっとり、あらゆる主体による取組みの促進が求められています。我々産業廃棄物処理業界としても、適正処理はもとより、減量化、資源化の推進を図り、プラスチックごみや気候変動などの諸課題にも適切に対応することにより、持続可能で豊かな社会を築き上げていけるよう、一層努力していく必要があると認識をしているところです。11月8日には「循環型社会の形成を目指して～プラスチック新法の意義と産廃業者の役割～」と題した基調講演と、会員の研究成果の発表を行う成果発表会を、昨年度に引き続き開催するなど、愛媛県の産業廃棄物処理業資源循環促進支援事業費補助金等を活用して、より一層、会員の3Rシステム事業化促進と災害対応能力の向上を図っていきたいと考えてございますの

で、引き続きご支援よろしくお願い申し上げます。」と開会のあいさつが行われました。



引き続き顧問を代表して森高県議会議員から「長年にわたってこのような会合を続けて参りましたが、業界の方々と行政がより信頼を深めることができる場になることを、政治の立場から、いささかの役割を果たしていけたらなという気持ちで今回も臨んでおります。私共は東中南予の代表のつもりで顧問をしているので、大きな課題から小さな課題まで、地域需要なども踏まえながら率直な意見交換がされることをお願いいたします。」とのあいさつをいただきました。

引き続き行政を代表して目見田県民環境部長から「本日は協会の皆様と廃棄物に係る諸課題につきまして、意見交換できる有意義



な場を設けていただきまして、誠にありがとうございます。産業廃棄物に関しましては、プラスチックをはじめとする廃棄物の資源循環推進をはじめ、今後脱炭素経営に力を入れる企業が増加し、サプライチェーンでの温室効果ガス排出削減への関心の高まりから、廃棄物処理の脱炭素化などが重要な課題となって参ります。県におきましても、今年3月に策定いたしました、第5次愛媛循環型社会推進計画に基づきまして、産業廃棄物の最終処分量を令和元年度から5%削減することなどを目標としまして、3Rの推進、循環型社会ビジネスの振興、プラスチック資源循環の推進、産業廃棄物の適正処理等に取り組んでいるところでございます。引き続き、県の施策に対しましてご理解、ご協力を賜りますとともに、環境に配慮した持続可能な社会づくりと愛顔あふれる愛媛県の実現にお力添えを賜りますよう、お願いを申し上げます。」とのあいさつをいただきました。

Ⅲ 出席者紹介（自己紹介）

Ⅳ 行政提供情報（愛媛県）

- 1 日本財団・瀬戸内オーシャンズX瀬戸内海洋ごみ削減行動促進基金について
海ごみの対策というのが今日的な課題とし

て非常に大きく取り上げられてきているのは皆様もご存知のことかと思いますが、活動の促進をするための5億円の基金が、日本財団からの資金提供でオーシャンズXに設けられました。この基金を使って民間団体の方の海ごみ回収をどんどんやっていきたいと思います。この基金でございます。オーシャンズXというのは、日本財団からの呼びかけで、愛媛県、香川県、それから瀬戸内海を挟んで広島県、岡山県の四つの県が日本財団と協定を結んで作り上げている組織です。

第1期の事業募集が9月にあり、4県の各団体、事業所さんが手を挙げていただき、11件採択をされました。本県からも3団体が採択されています。第2期以降の応募が12月から始まり、来年度も行われます。80%の財源の補助があります。香川県の産業廃棄物協会は今回の第1期で事業が採択されました。協会の会員260社のうち社員100名の方がボランティアで参加して、三豊の干拓地の海岸で、ごみの回収から処分場への搬入までを一連のものごとらえて実施をするといったことのようにございます。

貴協会におかれましても、この海ごみ対策に、何らかの形で実施をしていただけますよう、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

2 盛土規制法の施行について

昨年7月に静岡県熱海市で大雨により盛土が崩落して土石流が発生し、死者行方不明者28名、住宅被害98棟の甚大な被害が発生しました。盛土は、宅地造成等規制法、森林法、農地法、廃棄物処理法や自治体の条例で規制されています。しかしこれらの法令の適用を

受けないエリアや、規制が不十分なエリアが存在します。

そこで、危険な盛土を、全国一律の基準で包括的に規制する制度を整えるため、宅地造成等規制法を抜本的に改正した宅地造成及び特定盛土等規制法、通称盛土規制法が、令和5年5月までに施行されることとなっております。

盛土規制法では、県や中核市等が、市街地や集落などの人家が存在するエリアを宅地造成等工事規制区域に、周辺に人家はないが下流に人家があり土砂災害の危険性があるエリアを特定盛土等規制区域に指定します。指定区域で、盛土、土捨て行為、一時的な堆積を行うときは、県や中核市等の許可を要することになります。

許可手続きでは、盛土の構造基準や、工事主の資力等が審査されます。また、周辺住民への説明会の開催、盛土の施工状況の定期報告、施工の中間検査及び完了検査の受検が義務づけられます。

さらに、盛土等が行われた土地については、土地の所有者、管理者、または占有者が、常時安全な状態に維持する責務を負います。災害防止のため、必要なときは、土地の所有者等に加え、工事施工者や過去の土地所有者も、是正措置等の命令の対象になることがあります。無許可工事、基準違反、命令違反に対しては、最大で3億円以下の罰金を伴うなど、厳しい罰則が適用されます。

以上が、盛土規制法の概要になります。現在、所管官庁である、国土交通省及び農林水産省が運用方法等を検討しており、遅くとも同法が施行される令和5年5月までには、詳細が示されます。産業廃棄物の処理に直ちに

関係するものではありませんが、処分場や解体現場等で造成を行うときは、御留意の上、施工していただくことをお願いします。

3 PCB廃棄物の適正処理について

強い毒性を持ち、健康被害が生じるポリ塩化ビフェニル、略してPCBと言われておりますが、これを低濃度で含有する低濃度PCB廃棄物につきましては、令和9年3月31日までに処分しなければならないこととされております。

PCB廃棄物とは、古い変圧器やコンデンサーなどの電気機器に使用されている油の中にPCBを含有しているものをいいます。

古い変圧器やコンデンサーなどの電気機器の収集運搬や処分の委託を受ける場合や、自社の電気設備や倉庫などに古い変圧器、コンデンサーなどを発見した場合は、PCB廃棄物かどうかの確認をお願いします。詳しくは、環境省のホームページ、「低濃度PCB廃棄物早期処理情報サイト」を参考にしてください。ご不明な点がございましたら、松山市の場合は、松山市廃棄物対策課、それ以外の場合は、県の各保健所廃棄物担当課にお問い合わせください。

PCB廃棄物の適正処理について、ご協力をお願いします。以上になります。

V 協議議題

1 災害廃棄物対策への対応について

ご存知のように、災害が昨今非常に身近なところで起こっています。風水害、それから地震、当県におきましても、平成30年の西日本豪雨災害による水害がありましたし、今年6月には能登地方での大地震等もありまし

た。皆さんご承知の通り、日本全国で水害、地震などが頻発しております。

当県におきまして、今後、南海トラフ地震でありますとか、或いは豪雨災害、こういった自然災害は非常に懸念されている状態であります。

起こってはならない災害ではありますが、災害発生時には、当えひめ産業資源循環協会も各市町と全面的に連携を図りながら協力して対応していかなければならないと考えております。そういった思いから以下3点をご要望したいと思っております。

まず第1点目は、何といたしまして円滑な協力運営対応に向けての詳細検討におきましては、やはり各市町との連携の強化が必要になっております。令和元年6月には、愛媛県、各市町、それから当えひめ産業資源循環協会「災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定」を締結して、現在に至っております。

そういった中で、例えば、仮置き場の運営管理、それから廃棄物の運搬・処理、こういった現場の実務は我々が主体的に対応するとして、やはりそれをやるにおいても、その前提となる基本的な考えであるとか、或いはスキーム、それから、準備・配慮すべき事項、さらには訓練等も十分やっておく必要があると思っております。こういったことを行政と一体になって取り組まなければならないと考えております。そういった意味で、非常に幅広い知見、情報を有しておられる各市町行政当局の強力なリーダーシップを期待したいと思っておりますが、やはり愛媛県の方から各市町行政の所管担当のところに後押しをしていただければ、我々としても非常に対応がしやすい

と思っておりますのでぜひよろしくお願い申し上げます。継続的な協議や定期的な会合であるとか、或いは情報交換、訓練、こういったものをやっていくべきかなと思っておりますので、ぜひこの点よろしく申し上げます。

2点目は仮置き場の確保ということで、各市町におかれては、仮置き場の選定であるとか指定はされていると思っておりますが、情報公開については、非常に難しいところもあろうと思っております。仮置き場に関しては、我々当協会の各地区の処理会社を中心になって運営は全面的に協力してやっていきたいと思っておりますので、こういったことに関してもやはり前広な情報提供であるとか、或いは継続的な協議、こういったものをやっておく、そうしたことを準備しておく必要があると思っておりますのでよろしく申し上げます。

3点目は包括請負に関してということで、これもやはり災害廃棄物の処理を迅速円滑に実施するためには、当協会の地区ごとに災害時に即応できる幹事会社を定めて包括請負が可能になるように、地域内の統一単価設定をすべきとも考えておりますので、繰り返しになりますが県の方から全面的なリーダーシップなり、そういった指導、協力体制をよろしく申し上げます。

《愛媛県》

まず、円滑な協力運営対応に向けての詳細検討における各市町との連携強化についてでございますが、災害廃棄物処理体制の強化に積極的に取り組んでいる市町の中には、新居浜市のように、地元業者と具体的な協力支援体制について話し合っているところもあり、県の災害廃棄物処理のモデルケースになると考えております。

新居浜市のような好事例については、保健所、市町、資源循環協会地区等で構成するブロック別の災害廃棄物対策協議会で紹介するとともに、ブロック別協議会とは別に、個別の市町単位で、協会支部との協議の場を設定できるよう県からも後押ししてまいりたいと思います。

次に仮置き場の確保に関してでございますが、災害廃棄物仮置き場の事前確保については、平成30年7月豪雨災害対応検証委員会でも取り上げられており、仮設住宅建設用地等と重複しないよう、市町と連携して、優先順位を付けた候補地の選定に努めているところでございます。

平時に市町災害廃棄物処理計画に具体的な仮置き場候補地を掲載し、公表することについて市町の意見を聴いたところ、公有地であっても、あらかじめ地元住民への説明や同意が必要であるので難しいとのことであり、一律に候補地を公表することは困難と考えております。

しかしながら、地元業者と市町で、万一の災害廃棄物の対応について平時から情報交換するなど、災害を想定した具体的な体制構築が重要で、とても大切でございます。仮置き場選定候補地を一般に広く公表しなくても、仮置き場の管理運営に関し地元市町と処理業者間で情報共有を図ることは可能であり、市町と協議を進める中でシミュレーションや想定訓練を工夫しながら行っていくことができるものと考えております。

次に、包括請負に関してでございますが、包括請負について、非常災害時においては多種多様な廃棄物が一度に大量発生するため、地区ごとに即応幹事会社を決めていただき調

整いただけることは、たいへんありがたいこととでございます。

ただし、契約手続きについては、ご存じのとおり廃棄物処理法に再委託禁止規定があり、平成27年度の法改正により災害廃棄物処理の再委託が可能となったものの、再委託業者からの再委託や再々委託は、現行制度上では禁止されているので注意が必要です。なお、仮置き場内の交通整理等、廃棄物処理に該当しない作業は、再々委託の禁止対象ではございません。

県としても、災害廃棄物処理に関し、再々委託禁止の見直しを含む災害廃棄物処理体制の整備について、今後も国へ要望してまいりたいと思います。

また、地域内の統一処理単価については、国庫補助の関係があり、慎重に研究する必要があります。災害廃棄物の処理は、国庫補助が受けられ、平成30年7月豪雨災害では、県内で一番補助率の高い市町では97.5%の国庫補助を受けております。大災害の場合、国庫補助が受けられないと財政上たいへん苦しい状態になります。あらかじめ統一処理単価を決めておくことについても、国庫補助を受けることが前提となり、根拠のある処理単価を設定しなければならないので、他県の例を調べ国の指導も受けながら研究したいと思います。国庫補助制度の問題でもあるので、これらも含め、国に対し、迅速で効率的な災害廃棄物処理体制の整備を要望してまいりたいと思います。

2 優良産廃処理業者の増加について

「優良産廃処理業者認定」という制度がありまして、県内においても11社がこの認定

を取っています。当協会でも、優良処理業者育成のために、認定制度の情報公開研修や電子マニフェスト加入促進研修といったものをやって普及に努めておりますが、なかなか増えておりません。本来はみんなが取れるようになればいいのですが、増加しないのはそれなりの理由があるのではないかと思います。提言させていただきました。どのようなメリットを導入していただければ優良認定業者が増えるのかということで、3点ほど書かせてもらっています。

まず1点目ですが、なかなかハードルが高いとは思いますが、優良認定事業者同士の合併における申請手続きの簡素化を図っていただきたいというものです。優良認定を取っているのだから、許可ではなく届け出でやれないかと、例えばそれが一つ。

2点目は、愛媛県等が行う産業廃棄物処理に関する契約において、何がしかの有利な取扱いの明確化が図れないかということです。優良認定を取っていれば、こういうメリットありますよと、そういうものを何か出していただければ、優良認定を取ろうとみんな頑張ってくれるのではないかと思います。

3点目は、環境省が、優良認定を取ったらこういうメリットがありますよという優良認定制度の運用マニュアルを出されております。有効期間の延長については、当然、本県でも実施されておりますが、申請時の添付書類の一部省略については、国の方からこういうものが省略できますよと公開されています。例えば事業計画の概要を記載した書類であるとか、直前3年の財務諸表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、定款及び寄附行為、処分後の産業廃棄物の処理方法を

記載した書類。こういったものを省略簡素化できるように取り組んでいただけないかなと思っております。

補足しますと、事業計画の概要については、インターネットによる公表内容の中に事業計画の概要が当然含まれておりまして、その都度更新もしております。また、処理業の更新申請と優良認定申請を同時に行わなければならないということで、2倍書類を作成しないといけないことになり、かえって煩雑になるというようなこともありまして、優良認定がなかなか増えないのではないかと思います。なかなかハードルが高いのもありますが、出来ることがあれば、一つでも二つでも前向きに考えていただければと思います。以上です。
《愛媛県》

(1)優良認定事業者同士の合併時における申請手続き簡素化の導入についてですが、合併手続は廃棄物処理法に基づくもので、要望の実現は同法の改正によることとなります。機会をとらえて、県から国に業界の要望をお伝えさせていただきます。

(2)愛媛県等が行う産業廃棄物の処理に係る契約での有利な取扱いの明確化ですが、受注事業者の選定や契約内容は発注機関の判断が大きく、県発注事業において有利な取り扱いを行うことは困難です。そこで、県の循環型社会推進課が実施している排出事業者に対する廃棄物処理法の講習会、例年、80社程度の企業が参加していますが、この講習会において、優良産廃処理業者認定制度を説明するとともに、県内に本社を置く優良産廃処理業者を紹介させていただき、優良産業廃棄物処理業者の育成につなげたいと考えております。

(3)国の運用マニュアルにある申請時の添付

書類の省略の愛媛県での実施ですが、ご提言のとおり省略することとし、9月28日からの運用開始で各保健所に通知しております。今後はこれら全て省略で問題ございませんので、申請していただきたいと思っております。

3 欠格要件の取扱いについて

会員の方から要望がありました件でございます。これは許認可に関わる非常にデリケートな部分かもしれませんが、いろんな問題を抱えている方もおられますので要望させていただきます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する「法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」については、環境省が制定した行政処分の指針によると、「発行済み株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者」と規定されておりまして、これらの者が欠格要件に該当すると、許可申請のときは不許可に、又、既に許可を取得しているときは許可取消になるという法律になっております。

欠格要件が強化された背景には、ご存知の通り、暴力団等悪質な者の介入や、後を絶たない不法投棄、対行政暴力事件などがあり、こういう人たちを対象にした要件の強化ではあるんでしょうけれど、それ以外の交通事故や不慮の事故等によるもので欠格要件を抱えた人もいるやに聞いております。そういった方、相続だとか、そのあたりも対象にしているのは問題だとは思っております。

ただ取消処分件数の推移を見ておりますと、全国的にも800件以上あったものが近年では

200件程度で推移するなど、欠格要件強化による効果は概ね発揮できているのではないかと考えております。

つきましては、当協会員からもいろいろ要望が来ておりますので、一律、一括りにしてこれを不許可とするのではなく、欠格要件やその内容については考慮・緩和できないものかという要望でございます。これについては役員と株主を一括りにしてしまっておりますので、そのあたり考慮できないかという要望でございます。

《愛媛県》

まず本県の欠格要件の運用についてご説明します。国の通知では、100分の5以上の株式を有する株主、又は100分の5以上の出資者、法人に対する支配力が役員並みである可能性が高いとされていますが、本県では100分の5以上の株式保有または出資で、直ちに欠格要件に該当とはしておりません。100分の5以上の株式保有又は出資を確認したときは、従業員等からのヒアリングや関係機関と連携して実態を把握し、個別の事案ごとに本当に役員と同等以上の支配力があるのかというのを確認していきます。

この欠格要件の規定が施行された平成9年から現在に至るまでの県の行政処分実績を確認したところ、100分の5以上の株式保有または出資を確認して欠格要件に該当するかを検討した事例が、少なくとも4件ありました。この検討では、この者が株主総会に出ているのかとか、企業における意思決定の書面に押印があるのかとか、従業員からのヒアリング等の調査結果を踏まえ、4件すべて欠格要件に該当しない、支配力を有しないという判断をしております。

以上のとおり、県では欠格要件の該当について、かなり慎重に丁寧に検討して判断しているところですので、直ちに該当ということはありませんから、ここはご安心いただきたいと思います。

最後に、欠格要件の緩和は、ご説明にもありましたとおり廃棄物処理法、もしくは国の通知改正によることとなりますので、他県等の考えも伺いながら機会を捉えて国に業界の要望をお伝えさせていただきたいと思っております。

4 廃石膏ボードリサイクルの促進について

公益社団法人全国産業資源循環連合会では、廃石膏ボードのリサイクルを促進するために、国土交通省に対しまして、石膏ボードの特定建設資材への追加について要望を行ってまいりました。

これまでの全産連の混合廃棄物分科会や建設廃棄物部会運営委員会での議論によると、解体系の廃石膏ボードは、中間処理施設において異物を除去するなど、再資源化施設の受け入れ品質基準を満たした状態で、再資源化施設に搬入することを求められておりますが、さらに受け入れの条件として、破碎をしないことも求められております。また、廃石膏ボードを再資源化施設に搬入するための異物除去を確実に行うためには、手選別により選別をする必要があるとのことでございます。

これらのことから、機械を使わない選別についても、廃棄物処理法における中間処理に位置づける必要があるのではないかと考えます。

つきましては、本県で破碎等を行わない、いわゆる手選別に対し、中間処理の許可を出

している事例があるのかどうかということも含め、廃石膏ボードリサイクルの現状等につきまして、お聞かせ願いたいと思います。

また、許可事例がない場合は石膏ボードのリサイクルを促進するため、今後、手選別に対しても中間処理の許可を出すなど対策を講じていくお考えがあるのかということについても、あわせてお伺いします。

《愛媛県》

はじめに、廃石膏ボードのリサイクルの現状等について回答します。県内では、少なくとも3社、(県管轄2社、松山市管轄1社)が、剥離焼成処理や破碎処理により、土木資材への再生も含めたリサイクルを行っていることを把握しています。

次に、選別に係る県の運用を説明した後、「手選別」について回答します。県では、選別施設を設置して行う選別は、中間処理であるとして許可しています。一方、選別施設を設置せずに行う選別は「手選別」とし、破碎等の中間処理や収集運搬の許可業者が許可事業の一環として行うものという整理をさせていただいており、中間処理か収集運搬のいずれかの許可に含まれるということで、「手選別」のみを単独では許可しておりません。

以上が選別に係る県の運用になりまして、次に廃石膏ボードリサイクルの「手選別」について回答します。まず、破碎等を伴わない「手選別」に対し、中間処理の許可を出している事例はあるのかについては、「手選別」のみを単独で許可していないので事例はありません。

もし、「手選別」を行い再資源化施設に持ち込む事業を検討するときは、中間処理か収集運搬のいずれかの一環に整理して許可する

ことになるので、検討段階で保健所に御相談
いただくようお願いします。

次に、今後「手選別」に対しても中間処理
の許可を出すなど対策を講じていくお考えが
あるのかについては、環境省が選別の扱いを
検討中と聞いているので、この検討の結果を
待って、今後の県の対応を検討することとし
ています。

最後に、御懸念されていると思われる、
選別により破碎等の中間処理が不要になっ
た廃棄物について、県が破碎等の中間処理を
怠っているのではないかと指導することはない
ので御安心いただきたいと思います。

最後に顧問から、災害からの迅速な復旧・
復興を行うためにも、平時から行政とも連携
して災害廃棄物の処理等に関し真剣に検討し
ておくべきであるとか、協会が地域社会に果
たす役割について認識を高めていく必要があ
るとか、コロナ禍から他県に出ていく、世界
に出ていくような業者が出てきても良いと思
うので、夢を持って発展する協会であることを
期待しているなど懇談会に対するご意見を
いただきました。

VI 閉 会

